

## 五監公告第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和8年3月3日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇  
剣 持 雄 吾

### 1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

### 2. 監査の種類

定期監査

### 3. 監査の対象

スポーツ推進課

### 4. 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務、事業の執行等

### 5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の実施場所及び期間

#### (1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

#### (2) 実施期間

令和8年1月27日～令和8年2月20日

## 7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

### (1) 指摘事項

令和6年4月に改正された五泉市行政財産目的外使用料条例 別表備考1の規定では、使用期間が1月に満たない行政財産目的外使用料は、年間使用料を日割り計算し、消費税相当額を加え算定することとしているが、14日間にわたる村松プール協用地の目的外使用を許可する際、消費税額加算の見落としによる使用料の算定誤りが見られる。

直ちに差額分使用料の納付を求めるとともに、再発防止策を講じられたい。

### (2) 所見

第2次五泉市総合計画の施策である「生涯スポーツの推進」は、一人でも多くの市民の健康維持と体力増進を図り、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送れることのできるまちを目指すことを基本方針としている。

様々な年代や環境にいる人、普段運動に関心のない人にも幅広く運動に触れる機会を提供し、スポーツの裾野を広げる取り組みを推進されたい。